

< 検認用提出書類 >

● 検認対象者の状況に応じて、該当する書類を **6月28日（水）まで** に当健保へご提出ください。

< 続柄：配偶者・子供以外用 >

提出書類（全員必須）

- ① 被扶養者検認調査票
- ② 検認対象者の住民票（※1）「世帯全員の記載あり/続柄の記載あり/マイナンバーの記載なし」のもの
- ③ 令和5年度 課税/非課税証明書（※2） 収入の内訳が数字で記載されているもの

状況に応じた追加提出書類（1）

※ 以下に該当する場合のみ該当する項目の追加書類をご提出ください。

検認対象者が年金受給者である

【追加書類】

令和4年分の公的年金等の年金振込通知書のコピー（※3）

※ 紛失の場合は、令和4年分公的年金等の源泉徴収票または、令和4年発行の改定通知書のコピー

検認対象者に給与・年金以外の継続的な収入がある
（自営業収入、不動産収入等）

【追加書類】

令和4年分の確定申告書（損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書含む）のコピー（※4）

検認対象者が被保険者と別居している

【追加書類】

① 仕送り証明書（本年の3月、4月、5月の3か月分）指定 ※ 同封の参考文書をご参照ください。

② 生計内訳書 ※ 同封書類 記入方法については、裏面の記入例をご参照ください。

検認対象者に配偶者がいる方で、その配偶者は当健保の扶養に入っていない

【追加書類】

検認対象者の配偶者の課税証明書（配偶者が後期高齢者で扶養外である場合も含む）（※2）

検認対象者と同居している親族がいる方で、その親族は当健保の扶養に入っていない

【追加書類】

検認対象者と同居している親族の課税証明書（※2）

検認対象者が外国人である

【追加書類】

在留カード ※ 両面コピー

【裏面もご確認ください】

状況に応じた追加提出書類（２）・・・検認対象者が退職後1年未満で、現在働いていない場合のみ対象

※以下に該当する場合のみ該当する項目の追加書類をご提出ください。

＜検認対象者が退職後1年未満で、現在働いていない方＞
雇用保険を「放棄する」場合

【追加書類】

- ①雇用保険被保険者離職票 1 (兼 資格喪失確認通知書)の原本
②雇用保険被保険者離職票 2 の原本
※①に「離職票交付希望：2(無)」の印字ある場合は ②の提出は不要

＜検認対象者が退職後1年未満で、現在働いていない方＞
雇用保険を「受給中」又は「受給終了した」場合

【追加書類】

雇用保険受給資格者証の両面コピー

＜検認対象者が退職後1年未満で、現在働いていない方＞
雇用保険は「未加入」、「受給できない」又は「受給予定」
の場合

【追加書類】

退職日が確認できる書類（資格喪失証明書、退職証明書、源泉徴収票(退職日記載あり)

【ご参考】

書類	発行窓口	備 考
※1 住民票	市区町村	「世帯全員記載あり/続柄の記載あり/マイナンバー記載なし」のものをご提出ください。
※2 課税証明書	市区町村	市区町村によっては証明書の名称が違う場合がございます。昨年の収入が扶養認定基準内であったかを確認しますので、 収入の内訳が数字で記載されている 最新（令和5年度）の証明書をご提出ください。 なお、源泉徴収票は給与のみの証明のため不可となります。
※3 年金振込通知書	日本年金機構	令和4年分の老齢、遺族、障害に関する公的年金等の年金振込通知書。 紛失した場合は、令和4年分公的年金等の源泉徴収票のコピーまたは、令和4年発行の改定通知書のコピーをご提出ください。こちらは、再交付も可能ですので、年金ダイヤル（0570-05-1165）にお問合せください。 なお、65歳以上で年金を受給されていない方は、「検認調査票」の6.に理由をご記入ください。
※4 確定申告書	税務署	昨年の収入と経費の内訳が確認できる書類をご提出ください。

速やかにご提出くださいますようご協力の程お願い申し上げます。なお、ご事情等でご提出が遅れる場合は、当健保にご一報ください。

また、ご提出後、再度確認ために追加書類をお願いする場合もございます。ご了承くださいますようお願い致します。